

添付資料

議常第 1 4 号に関する説明資料

廃棄物処理施設の設置に関する建築基準法等による規制について

建築基準法 第51条

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場**その他政令で定める処理施設**の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令第130条の2の2

(位置の制限を受ける処理施設)

1 **法第51条 本文**(法第87条第2項 又は第3項 において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 **廃棄物処理法施行令第5条第1項のごみ処理施設**(ごみ焼却場を除く。)
- 二 **次に掲げる処理施設**(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。)
 - イ **廃棄物処理法施行令第7条第1号 から第13号の2 までに掲げる産業廃棄物の処理施設**
 - ロ (略)

廃棄物処理法施行令第5条

(ごみ処理施設)

1 法第八条第一項の政令で定める**ごみ処理施設**は、一日当たりの**処理能力が五トン以上**(焼却施設にあっては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上)のごみ処理施設とする。

廃棄物処理法施行令第7条

(産業廃棄物処理施設)

1 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。
(一～六、八～十四 (略))

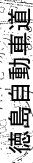
七 **廃プラスチック類の破碎施設**であって、一日当たりの**処理能力が五トンを超えるもの**

建築基準法施行令第130条の2の2第2号イに規定する産業廃棄物処理施設
(廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設)

	産業廃棄物処理施設の種類	処理規模 (工場・工専地域以外)	処理規模 (工場・工専地域)
1	汚泥の脱水施設	10m ³ ／日を超えるもの	30m ³ ／日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設		10m ³ ／日を超えるもの
		天日乾燥	120m ³ ／日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	5m ³ ／日を超えるもの 又は 200kg／h以上のもの 又は 火格子面積2m ² 以上のもの	10m ³ ／日を超えるもの
4	廃油の油水分離施設	10m ³ ／日を超えるもの	30m ³ ／日を超えるもの
5	廃油の焼却施設	1m ³ ／日を超えるもの 又は 200kg／h以上のもの 又は 火格子面積2m ² 以上のもの	4m ³ ／日を超えるもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ ／日を超えるもの	60m ³ ／日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	5t／日を超えるもの	6t／日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	100kg／日を超えるもの 又は 火格子面積2m ² 以上のもの	1t／日を超えるもの
8の2	木くず(事業活動に伴って生じたものに限る) 又はがれき類の破碎施設	5t／日を超えるもの	100t／日を超えるもの
9	有害物質又はダイオキシン類を含む 汚泥のコンクリート固形化施設		4m ³ ／日を超えるもの
10	水銀又はその化合物を含む 汚泥のばい焼施設		6m ³ ／日を超えるもの
10の2	廃水銀等の硫化施設		
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに 含まれるシアン化合物の分解施設		8m ³ ／日を超えるもの
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物 の溶融施設		
12	廃PCB等、PCB汚染物 又はPCB処理物の焼却施設		0.2t／日を超えるもの
12の2	廃PCB等又はPCB処理物 の分解施設		0.2t／日を超えるもの
13	PCB汚染物又はPCB処理物 の洗浄施設又は分離施設		0.2t／日を超えるもの
13の2	産業廃棄物の焼却施設 (上記3、5、8、12に掲げるものを除く)	200kg／hを超えるもの 又は 火格子面積2m ² 以上のもの	6t／日を超えるもの
14	産業廃棄物の最終処分場	イ 6条第1項3号ハ(1)～(5) 及び6条の5第1項3号イ(1)～ (7)の埋立処分用の場所	
		ロ 安定型産業廃棄物の埋 め立て処分用(水面埋立地除く)	
		ハ イ以外の産業廃棄物の 埋立処分用	

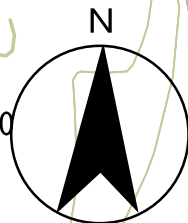
※処理規模については、建築基準法第51条の適用を受けることになる数値(処理能力)を記載

※工場その他の建築物に付属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものは除く



位置図

縮尺 1/2,500



申請地

脇都市計画区域内
用途地域無指定

美馬市道

廃プラスチック
破碎工場

レストランうだつ苑

日本フネン工場

三宅コンクリート工場

日本フネン工場

県道12号 鳴門池田線

讃岐リース脇町(営)

カネト

日本パット・グランド

みなみ

コンフォートビスタ

美馬環境整備センター

クリーンセンター美馬

都市公園区域

70m

→ 車両経路を示す

4 施設配置図

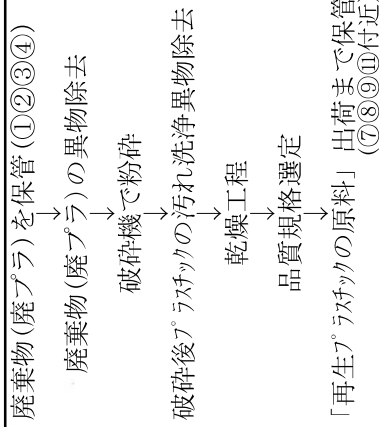
※特記事項 (mm) 市道
前面道路 : 8000
道路幅員 : K1~K2 : 敷地接道距離=9530

作業時間 : 月~土曜日 午前8時から午後6時

北側 : 脇町自動車学校

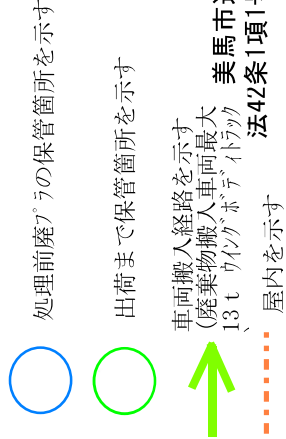
美馬市道
法第42条1項1号道路

【処理加工概要】



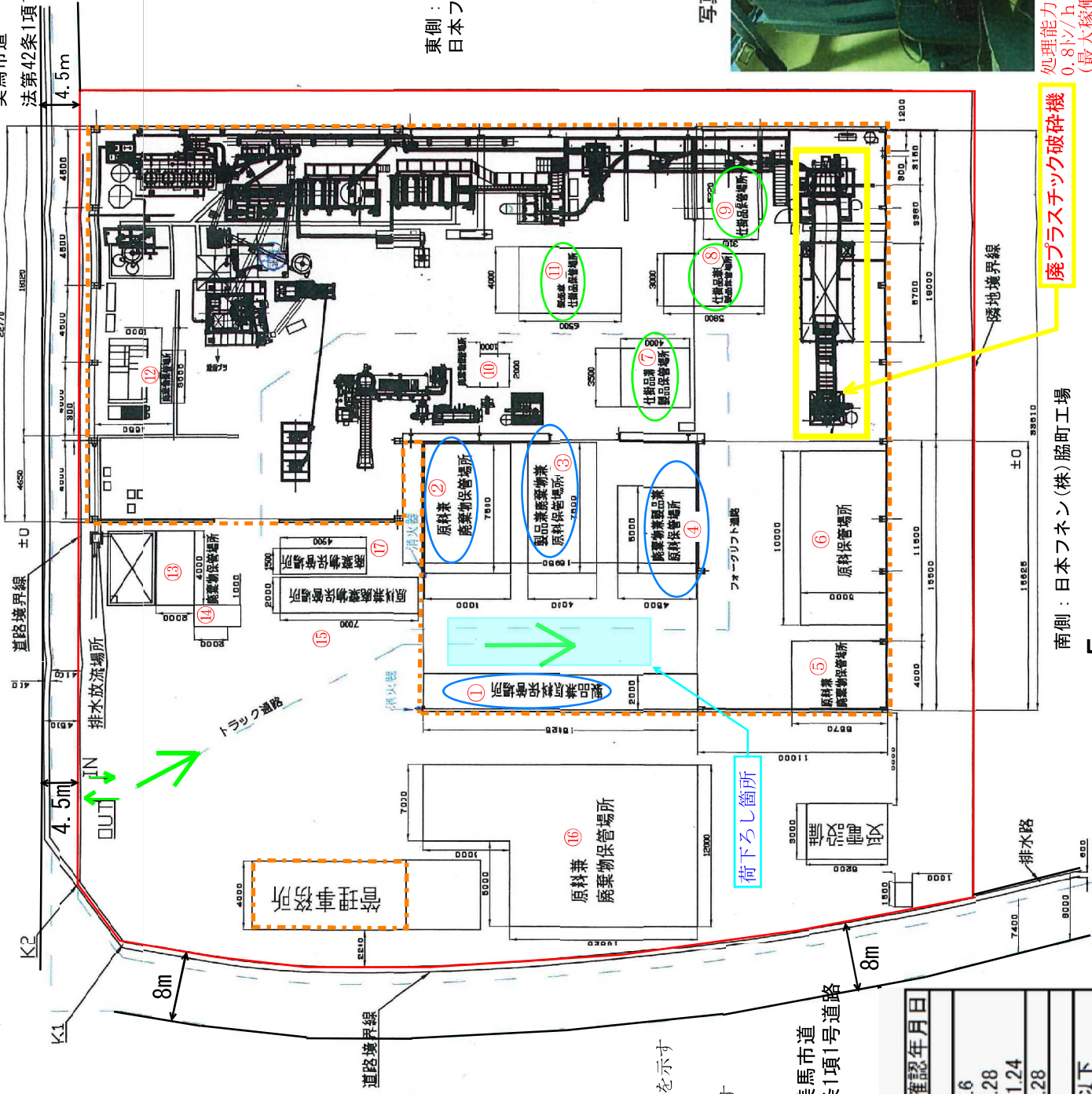
西側 : 民家・畑

東側 : 日本フネン(株)脇町工場



建築確認の状況

用途地域	指定なし	建築確認年月日
工場		
工場棟	鉄骨造 1,343.53 m ²	H16.5.6 H16.6.28 H18.11.24 H16.6.28
事務所棟	木造 30.00 m ²	
敷地面積	2,752.31 m ²	
建ぺい率	49.9 %	70%以下
容積率	49.9 %	200%以下



写真④ 破碎機

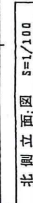


処理能力 : 18.4t/h
0.8t/h × 23h
(最大稼働可能時間で計算、
実働時間は10時間程度)

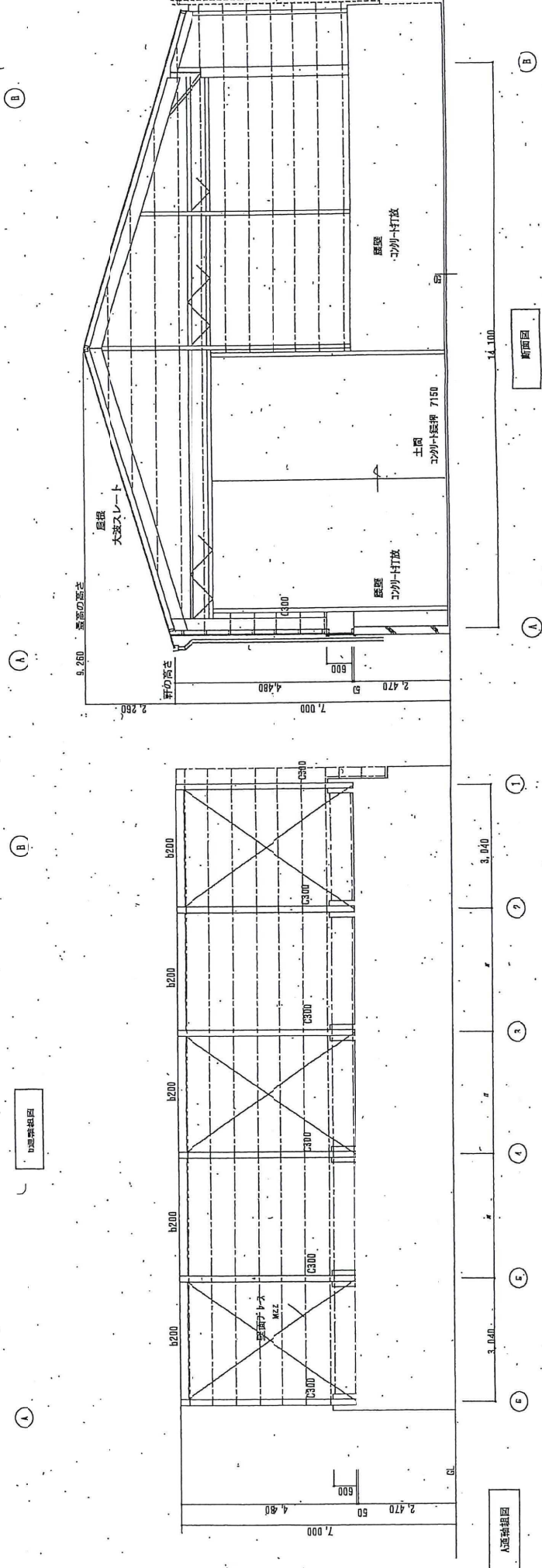
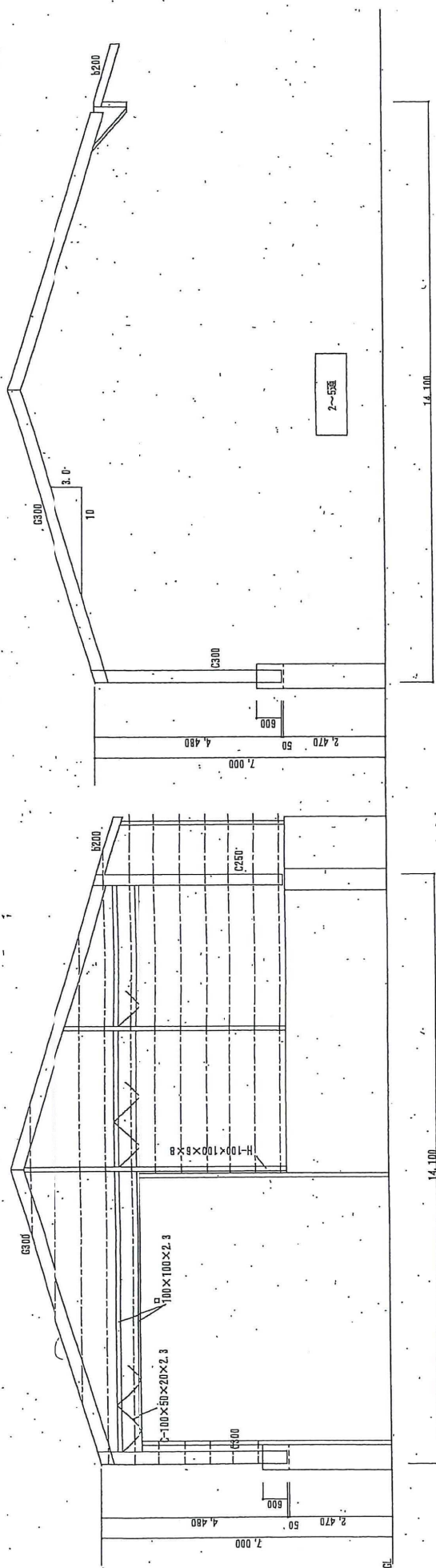
廃プラスチック破碎機

南側 : 日本フネン(株)脇町工場

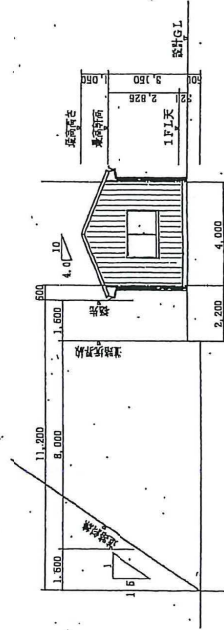
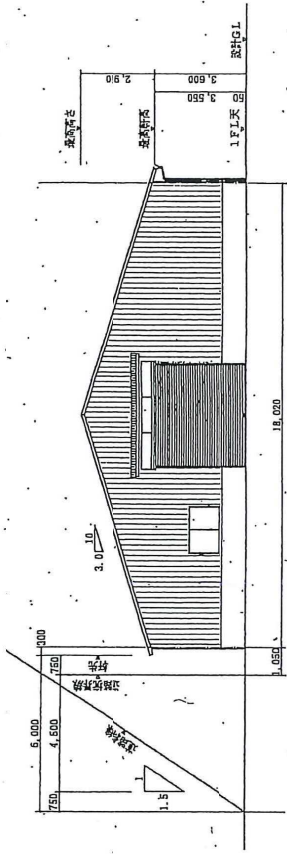
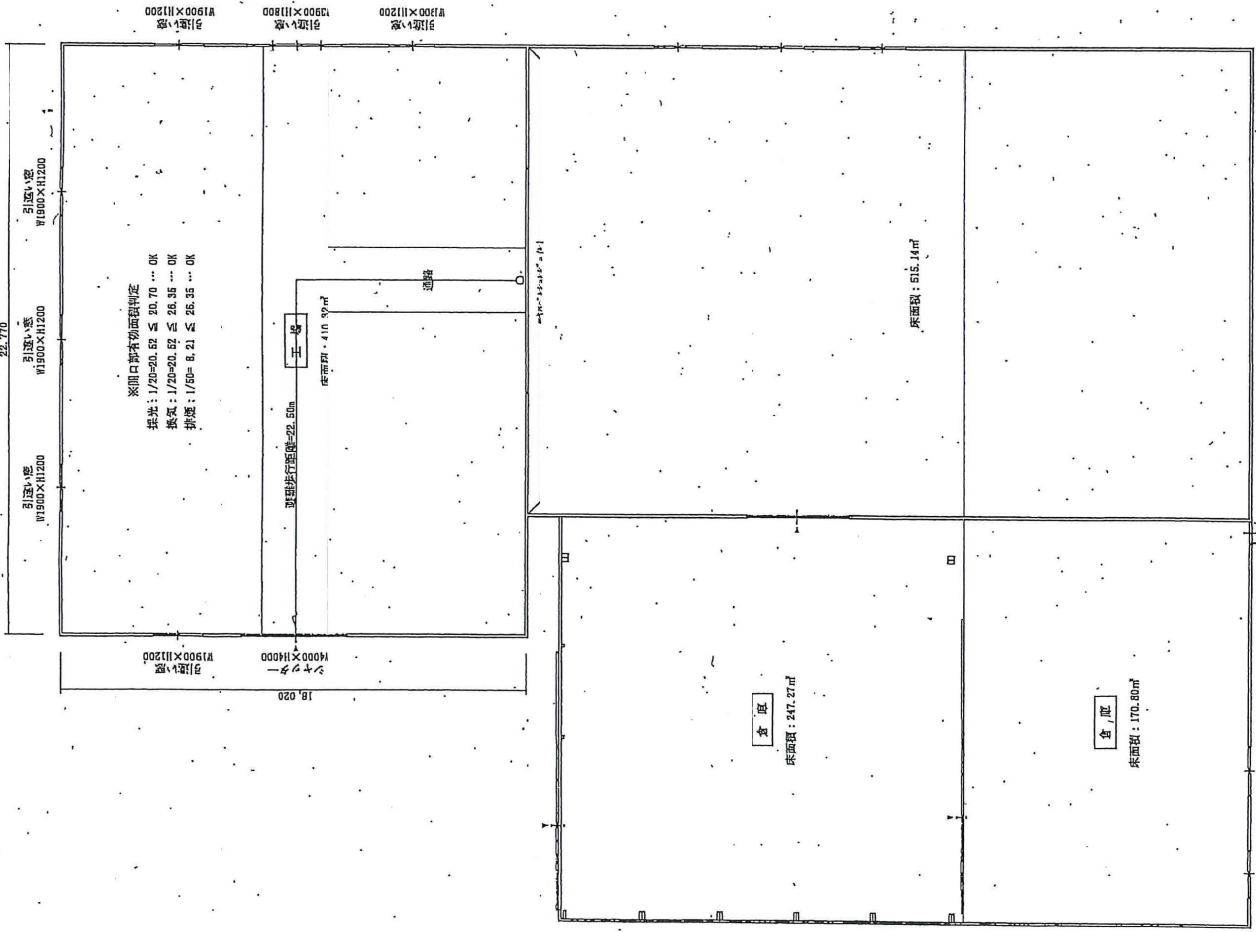
既設 増築



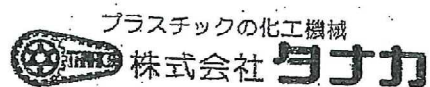
6 断面図



既設建物 平面図・立面図



2011年3月29日



粉 碎 機 処 理 能 力 計 算 書

弊社の代表機器において、その能力計算書を下記に記します。

$$V=M \times K3 \times [(F/P) \times N \times K1 \times K2]^{1/3}$$

条件	粉砕機型式	MF 55 — 1050		
	処理物	プラスチック容器包装材		
	樹脂主成分	PE		
	形状	プレス品		
	単体見掛け比重	0.03		
	平均寸法 縦	170	mm	
	横	150	mm	
	高さ	30	mm	
	スクリーン径	φ 15	mm	
計算結果	パラメーター	単位	記号	数値
	回転刃の回転空間容積	(m ³)	M	0.16622375
	スクリーン径	(m ²)	F	0.000177
	粉砕物の体積	(m ³)	P	0.000765
	回転刃回転数	(r/min)	N	550
	切断効率	-	K1	20
	スクリーン通過係数	-	K2	25
	材料定数	-	K3	4.0
	処理容量	(m ³ /h)	V	26.53
	処理重量	(ton/h)	T	0.80

尚、本計算書はあくまで上記条件のみを計算対象にしており、粉砕処理量は下記条件等によって変わります。

1. 刃の状態：新品時（研磨仕上）と磨耗時では変わります。
2. スクリーン：新品時と磨耗時では変わります。

（以上）

仕　　様　　書

会社名:

平成16年5月14日

機器名:強力万能粉碎機:MF55-1050型

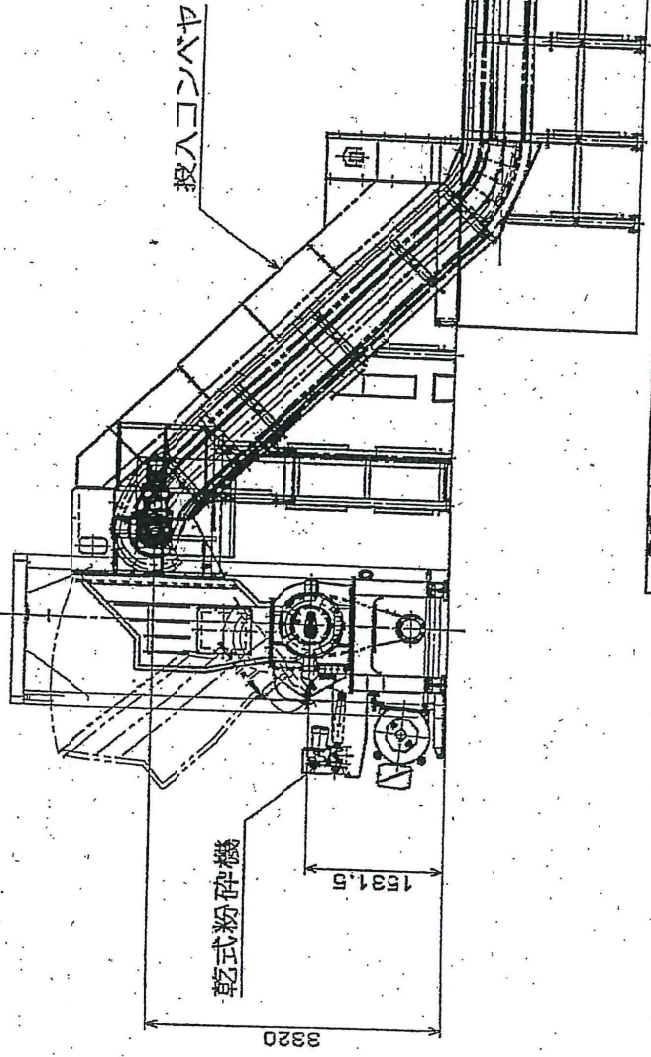
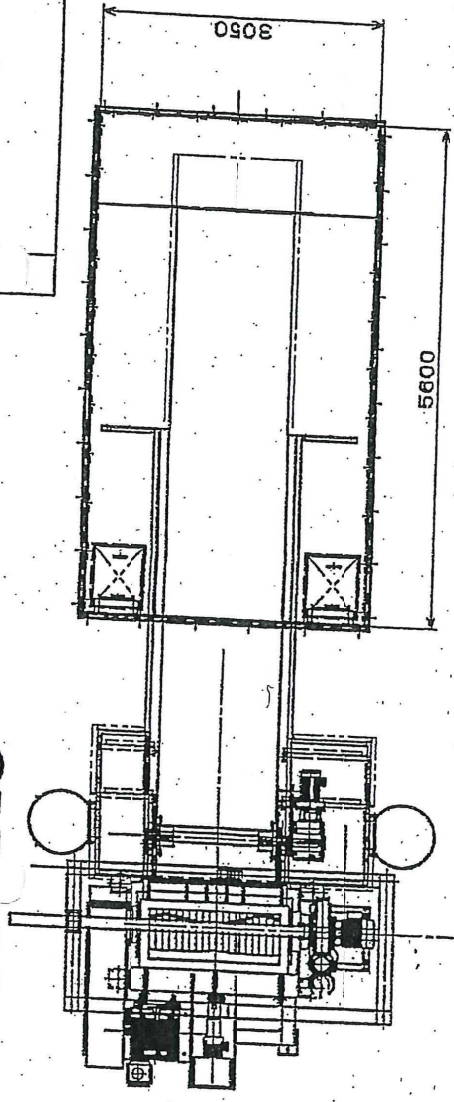
[illegible]

株式会社 タナカ

NIKKO

主要機器

- 4 投入コンベヤ
- 5 乾式粉砕機



品番 NO.	図番 DWG. NO.	品名 NAME OF PART	材質 MATERIAL	数量 QUANTITY	備考 REMARK	重量 WEIGHT
承認 APPROVED BY	製図日 DATE	組立図				
設計 DESIGNED BY	池井	装置分 1/60	ウエスチックリフラ製造設備			
製図 DRAWN BY		装置名 NAME	投入コンベヤ、乾式粉砕機			
日 工 株 式 会 社 NIKKO CO., LTD.		図番 DWG. NO.	納入先 CUSTOMER			
		1112 3141516171819 1101111121131141151161171181191201	標準			
		01596-2	図 歴			
		品目No ITEM NO.	#			

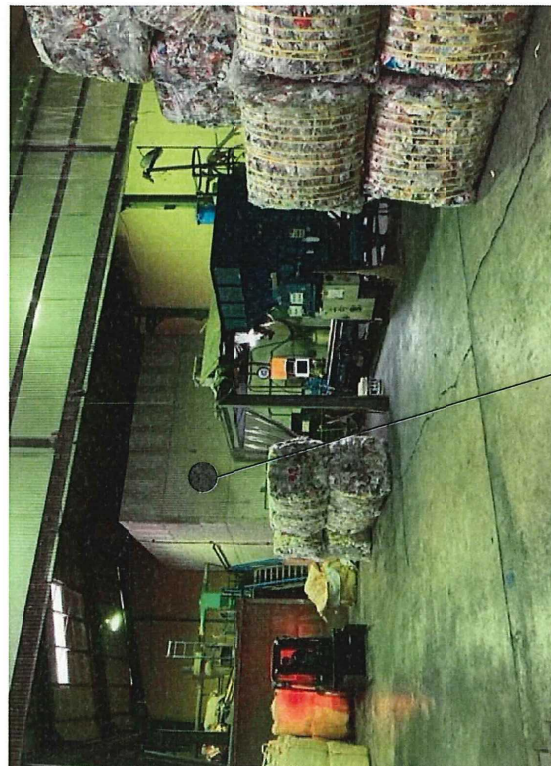
写真① 市道脇町175号線



写真② 市道脇町175号線

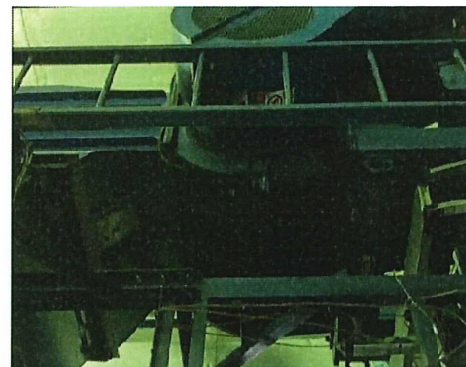


写真③ 破砕機



この中に破砕機があります。

写真④ 破砕機



関係法令の処理状況等

①産業廃棄物処理指導要綱

事前協議提出	令和4年5月13日
関係市町長への照会	令和4年5月18日
関係市町長からの回答	令和4年5月25日
産業廃棄物適正立地審査会	令和4年6月14日
地元説明 (戸別訪問)	令和4年6月16日～21日

②廃棄物の処理及び清掃に関する法律

産業廃棄物処理施設設置許可申請提出	令和4年9月12日
産業廃棄物処理の許可申請提出	提出不要

③騒音規制法

特定施設設置届	提出不要
---------	------

④大気汚染防止法

一般粉じん発生施設設置届 (堆積場・破碎機)	提出不要
---------------------------	------

⑤建築基準法

建築許可申請	令和5年3月3日
関係市町長からの意見	令和5年3月9日

説明会等の状況

概要	戸別訪問説明 R4.6.16～21 訪問数 22戸
	施設を稼働するうえで、周辺環境に悪影響がないか 環境調査を再度実施した結果を説明
質疑	意見は特になかった。



空き家等